

## 富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和5年富山県議会議長告示第3号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告（以下「報告」という。）は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(期限の特例)

第3条 報告をすべき期限が、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告の一覧の訂正)

第4条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第5条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（その日が休日に当たるときは、その翌日）から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。